

○「検体測定室に関するガイドライン」新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 検体測定室の届出等 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検体測定室の届出</p> <p>(1) 検体測定室(期間を定めて運営を行うものを除く。)の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項(実施期間を除く)を記載の上、<u>医政局地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 期間を定めて運営を行う検体測定室の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項を記載の上、<u>医政局地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 届出の変更等 届出に変更がある場合は、別添の様式2を変更が生じた日から30日以内に<u>医政局地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(5) 検体測定室の休廃止等 検体測定室を廃止し又は休止した場合は、廃止等した日から30日以内に、また、休止した検体測定室を再開した場合は、再開した日から7日以内に別添の様式3を医</p>	<p>第1 検体測定室の届出等 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検体測定室の届出</p> <p>(1) 検体測定室(期間を定めて運営を行うものを除く。)の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項(実施期間を除く)を記載の上、<u>医政局指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 期間を定めて運営を行う検体測定室の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項を記載の上、<u>医政局指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 届出の変更等 届出に変更がある場合は、別添の様式2を変更が生じた日から30日以内に<u>医政局指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。</p> <p>(5) 検体測定室の休廃止等 検体測定室を廃止し又は休止した場合は、廃止等した日から30日以内に、また、休止した検体測定室を再開した場合は、再開した日から7日以内に別添の様式3を医</p>

政局地域医療計画課医療関連サービス室長に届け出るものとする。

第2 検体測定室の指針について

1～2 2 (略)

2 3 台帳

次に掲げる台帳を作成することとし、穿刺器具全体がディスプレイタイプ(単回使用のもの)の場合は、5年間(それ以外の場合は、20年間)適切に保管管理するものとする。

ア～エ (略)

2 4 その他

ア～ク (略)

ケ 厚生労働省医政局地域医療計画課は、このガイドラインの運用に関して助言を行うものとする。

コ 検体測定室の開設者は、厚生労働省医政局地域医療計画課が行う調査に協力するものとする。

政局指導課医療関連サービス室長に届け出るものとする。

第2 検体測定室の指針について

1～2 2 (略)

2 3 台帳

次に掲げる台帳を作成することとし、20年間適切に保管管理するものとする。

ア～エ (略)

2 4 その他

ア～ク (略)

ケ 厚生労働省医政局指導課は、このガイドラインの運用に関して助言を行うものとする。

コ 検体測定室の開設者は、厚生労働省医政局指導課が行う調査に協力するものとする。